

令和7年10月31日

入学検定料の還付請求について

本学の入学者選抜における入学検定料は、次の場合に限り還付しますので、該当する場合は請求方法を確認し、請求してください。

1 還付できる場合

- ① 入学検定料を納付したが、出願書類を提出しなかった場合
- ② 入学検定料を二重に払い込んだ場合
- ③ 出願が受理されなかった場合
- ④ 出願受付後に、大学入学共通テスト受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明した場合

2 還付金額

上記1の①から③の場合は納入した金額、④については13,000円とします。いずれの場合も、振込手数料を差し引いた金額を返還します。

3 請求方法

下記の書類を送付先住所まで郵送してください。

- ・入学検定料還付申出書
- ・支払い完了メールの写し
- ・振込先口座情報がわかる部分の通帳の写し

(送付先)

〒914-0814

福井県敦賀市木崎78号2番地の1

公立大学法人敦賀市立看護大学 総務企画課 宛

※封筒には「入学検定料還付申出書在中」と朱書きしてください。

4 請求期間

還付請求は令和8年2月27日(金)までに行ってください。請求書類の受領後、還付金の振込までには約2か月かかります。